

月 報 は さ ま

平成 29 年 1 月 4 日 (水)
迫 公 共 職 業 安 定 所
登米市迫町佐沼字内町 42-10
TEL0220-22-8609 FAX0220-22-9579

平成 29 年 1 月 1 日から

「高年齢者雇用開発特別奨励金」の支給要件を変更します！

特定求職者雇用開発助成金（高年齢者雇用開発特別奨励金）は、以下のように支給要件の一部を変更します。ご利用をお考えの方は、ご留意ください。

支給要件の変更 平成 29 年 1 月 1 日以降に雇い入れる場合

平成 29 年 1 月 1 日以降、65 歳以上の方について、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用対象となることに伴い、本奨励金の対象労働者・事業主の要件が変わります。

	現 行	平成29年1月1日の雇入れから
対象労働者の要件	(①~④の全てに該当する人)	(①②の両方に該当する人)
	① 雇入れ日現在の満年齢が65歳以上の 人	① 雇入れ日現在の満年齢が65歳以上の 人
	② 紹介日および雇入れ日に以下のい ずれにも該当しない人 (イ) 雇用保険の被保険者 (ロ) (イ)以外の方であって、雇入れ に係る事業主以外の事業主と一 週間の所定労働時間が20時間 以上の雇用関係にある人	② 紹介日 に雇用保険の被保険者（一 週間の所定労働時間が20時間以上の 労働者など、失業等の状態にない場合 を含む）でない人
	③ 雇用保険の被保険者資格を喪失し た離職の日の翌日から3年以内に 雇い入れられた人	(削除)
④ 雇用保険の被保険者資格を喪失し た離職の日以前1年間に被保険者 期間が6か月以上あった人	(削除)	
事業主の要件	現 行	平成29年1月1日の雇入れから
	ハローワーク等の紹介により、1年以 上継続して雇用する労働者（ 一週間の 所定労働時間が20時間以上 ）として雇 い入れる事業主	ハローワーク等の紹介により、1年以 上継続して雇用する労働者（ 雇用保険 の高年齢被保険者 ）として雇い入れる 事業主

※本奨励金の受給に当たっては、このほか各種要件があります。お問合せはハローワークへ。

※宮城労働局ホームページでも雇用に関する情報を随時、更新しております。

(宮城労働局HP <http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

職業紹介関係取扱状況 [平成28年11月内容]

	9月	10月	11月	対前月比(%)	対前年同月比(%)
新規求職者数	393人	365人	385人	5.5	7.8
有効求職者数	1,428人	1,415人	1,407人	▲0.6	▲7.6
新規求人数	556人	491人	602人	22.6	14.0
月間有効求人数	1,555人	1,484人	1,541人	3.8	9.7
有効求人倍率	1.09倍	1.05倍	1.10倍	0.05	0.18
紹介件数	556件	556件	506件	▲9.0	▲4.9
就職件数	186件	187件	185件	▲1.1	▲12.3
基本手当受給者実人員	269人	253人	244人	▲3.6	▲5.8
基本手当支給額	26,464千円	26,432千円	27,961千円	5.8	▲4.8

— 窓口の動き —

新規求職者数は前月比で5.5%増加し、前年同月比でも7.8%増加した。有効求職者数は前月比で0.6%減少し、前年同月比でも7.6%減少した。

新規求人数は前月比で22.6%増加し、前年同月比でも14.0%増加した。月間有効求人数は前月比3.8%増加し、前年同月比でも9.7%増加した。

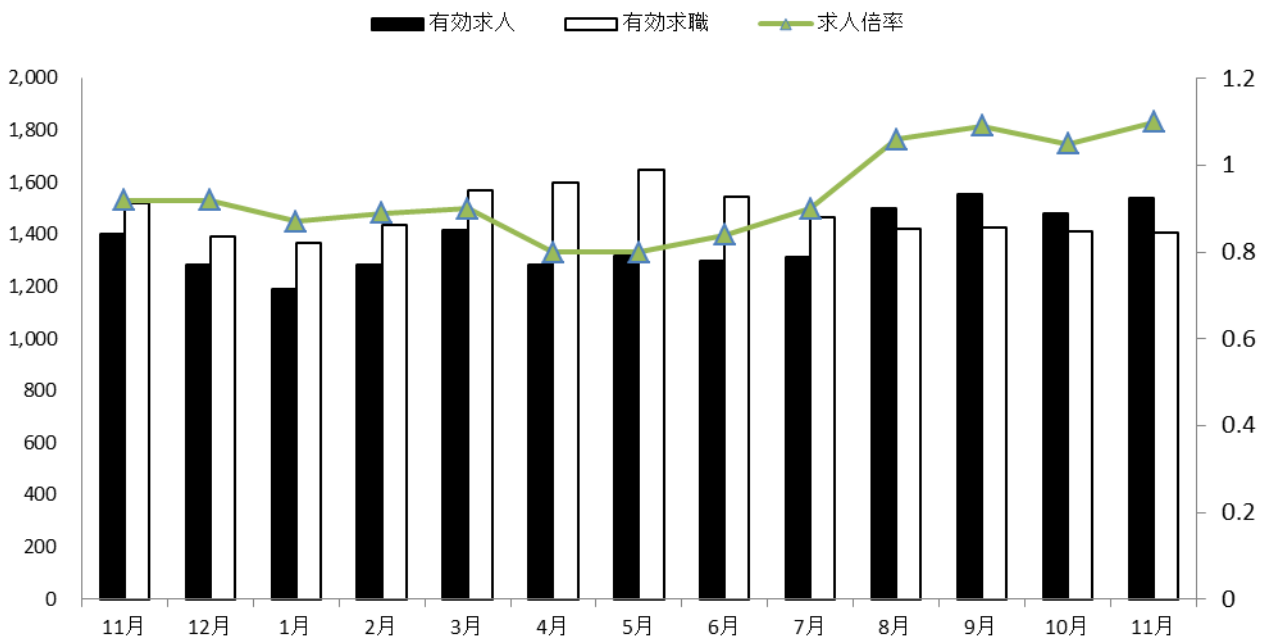
有効求人倍率は1.10倍で、前月比で0.05ポイント増加し、前年同月比でも0.18ポイント増加した。また、宮城県は1.47倍、全国は1.41倍となっている。

雇用保険受給者実人員は、前月比で3.6%減少し、前年同月比でも5.8%減少した。

求人・求職・求人倍率の推移

【平成27年11月～平成28年11月】

(求人倍率:求職者一人に対し、求人数がどのくらいあるかを表す)



	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
有効求人	1,405	1,285	1,193	1,287	1,417	1,287	1,317	1,299	1,314	1,502	1,555	1,484	1,541
有効求職	1,523	1,392	1,366	1,439	1,570	1,602	1,647	1,545	1,465	1,421	1,428	1,415	1,407
求人倍率	0.92	0.92	0.87	0.89	0.9	0.8	0.8	0.84	0.90	1.06	1.09	1.05	1.10